

地方行政委員會議録第三十二号

（六四五）

昭和二十七年四月二十三日（水曜日）
午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君
理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君

押谷 富三君 中山 マサ君
前尾繁三郎君 吉田吉太郎君
鈴木 幹雄君 藤田 義光君
立花 敏男君 八百板 正君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清彦君
出席政府委員

總理府事務官 鈴木 俊一君
地方自治行政官 鈴木 俊一君

總理府事務官 奥野 誠亮君
財政課長 奥野 誠亮君

總理府事務官 佐久間 彌君
地方自治行政官 佐久間 彌君

委員外の出席者 専門員 長橋 茂男君

四月二十三日

委員中村寅太郎君辭任につき、その補
欠として金塚孝君が議長の指名で委
員に選任された。

四月二十二日

特別区の組織及び運営に関する請願
外一件（天野公義君紹介）（第二二四
五号）

公職選挙法の一部改正に関する請願
（荒木萬壽夫君紹介）（第二二八九号）

遊興飲食税撤廃に関する請願（堀川
恭平君紹介）（第二三〇九号）

運送業に対する事業税の外形標準課

第一類第三号

地方行政委員会會議録第三十二号 昭和二十七年四月二十三日

税の廃止に関する請願（淺沼裕次郎
君紹介）（第二三一〇号）

道路交通取締法の一部改正に関する
請願（野村孝太郎君紹介）（第二三一
一号）

笠岡市の警察管轄に関する請願（橋
本龍伍君紹介）（第二三二二号）

弁護士に対する特別所得税免除等に
関する請願（田中萬逸君紹介）（第二
三二三号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に関する件
地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案（内閣提出第二二三号）

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三條に基づく行政協定の
実施に伴う地方税法の臨時特例に関
する法律案（内閣提出第一五七号）

町村職員恩給組合法案（内閣提出第
九二号）（參議院送付）

○金光委員長 開會いたします。

法案の審査に先だちまして、この際
お諮りいたします。目下大蔵委員会に
おいて審査中の国立病院特別会計所屬
の資産の譲渡等に関する特別措置法案
につきまして、大蔵委員会と連合審査
會を開會いたしたいと思ひますので、
この旨大蔵委員会へ申し入れたらと思
ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金光委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

○金光委員長 次に町村職員恩給組
合法案、内閣提出第九二号、參議院送付
を議題といたします。質疑を許しま
す。――質疑もないようでございます
から、本法案に対する質疑は一応終了
いたしました。次會に討論、採決をいた
したいと思ひます。――今立花君が見
えましたが、まだ質疑があるようで
から、これを許します。立花敏男君。

○立花委員 今までの質問応答は、組
合の給付の問題にあまり触れてなかつ
たと思うのですが、給付の数字を見ま
すと、二十五年一萬六千人ばかりで
その總額が三億幾らになつてゐるわけ
です。一人当たり二萬四角足らずになる
わけですが、一年に二萬四角足らずの恩
給しか受けていないとなると、一箇
月約千五百円ばかりにしかならないわ
けです。鹿児島あたりの平均を見ます
と、年二萬円を切れて一萬円ちよ
つとです。そういったと、恩給と
申しまして非常に少ないのです。月に
千円から千五百円というに至りまして
は、扶助料といたしまして、あるいは
は退職料といたしまして、あるいは
死亡給与金といたしまして、これは
僅の涙ほどになるわけですが、こうい
うことであつてよいのかどうか、この
点どうお考えになつてゐるか、ひとつ
承りたいと思ひます。

○鈴木（俊）政府委員 この恩給の給付
につきましても、お手元と比較表をさ
しあげてあると思ひますが、町村の恩
給組合については、満十七年たちまし
たものに対して退職金を給する、四十

五歳以上の退職者に三年平均給与の四
箇月分というところであります。国の
恩給制度と大体同じような考え方、方
式でやつておられるわけでありませう。ただ
現在町村職員を退職して恩給をもらつ
ております者は、相当前にやめたもの
が多いわけでありまして、そういう前
にやめたものは当時の俸給について
その百分の二というものを納めてゐる
わけでありませう。そういうものにつ
きましてベースの改訂がございましたの
で、ベースの改訂によりまする額の調
整をさらに加えてやつてゐるのであり
まして、これも国の恩給の方式と大体
同じような方式をとつておられるわけ
であります。町村職員につきましても、基
本の給与は昔は相当低かつたわけであ
りますので、その影響が、いろいろ調
整を加へましてもなお今日若干残つて
おられるわけでありませう、これはバラ
ンス上やむを得ないというふうにお考
へておられるわけでありませう。

○立花委員 今の説明の中にも、昔の
古いものは古いときの金額でやつて
ゐるのだというふうなことが言われた
のでありますが、やはり絶対額は非常
に少ないというところは、いかなる事
実なんでしょう。名前は恩給ですが、恩給の役は
なさない、月に千円や千五百円もら
つて恩給などと言つておられるも、こ
れはタバコ銭にもすぎないもので、決
してこれは恩給の役をなさないと
思ふのです。こういう問題について
本格的な対策なり考へ方をはつきりし
ておいていただきたい。その点やはり単

なる國家の恩給との均衡とかんとか
いう、まったく形式的な考へ方だけか
らしか法案が考へられてないやうな氣
がするのです。この点をひとつ考へて
おいていただきたい。

それから法案にも保險數學を用いて
やらなければいけないという規定があ
るわけなんです、これは非常に科學
的のようで、実は大きなごまかしがあ
るのではないかと申すのです。保險數
學を用いるということ、その中に資
金の利子とか、あるいは財源とか、こ
ういふものが含まれておられる、一見
科學的なやうですが、平たい言葉でい
いますと、保險の獨立採算制と申しま
す、そういう形で、國家保障的な意
味があまりなくて、恩給をまつた數
學的に獨立採算的にやつて行くとい
ふ意味にかつておられて、従つてさ
つきから申しておられます積立金の額が
少いから、給付額が少いというふう
になつて参ります、實際は恩給の役を
果せないというやうなことになると思
はれるわけなんです、保險數學によつ
ていうやうな、まったく機械的な算術
的な考へ方からじやない、やはり國家
のため、社會のために終生勤めて参つ
た者に対する生活の保障というやうな
意味で、そういうことを原則として
しい、そういう意味におきまして國家
がそれに財源を支給し、生活を保障す
るに足るだけのものを与えて行くとい
ふ原則が立てられなければいけない
と思ひます。そうなつて参りますと、さ
つきから問題になつておられます、絶対

額が月に千円か千五百円というよう
な、羊頭を掲げて肉を売るような内
容にはならない、もつと公務員の生活
をほんとうに保障するようにすると思
うのですが、この保険数学を原則とす
るという考え方を、一体どういふ意味
で採用されておるか、これを改められ
る意思があるか、これを承りたい。
○鈴木(後)政府委員 公務員の恩給制
度につきましては昨日も申し上げまし
たように、現金支出法という方式と保
險積立法という方式と二通りあるわけ
であります。現在の国家公務員とか府
県等においては、現金支出法という方
式をとりまして、本人が百分の二程度
の負担をいたしました余りは、国が、
あるいは府県が予算に必要な額を計上
して、年々支出いたして行く、こうい
う方法であります。今の町村職員恩給
組合の方はこれに対して本人の負担を
百分の二といはしますが、給付に必要
な額といふものは保険数理によりまし
てはじき出して、その部分は結局
町村がこれを負担する建前にいたそう
というわけでありまして、現金を積み立
てる場合におきまして、年々給付す
るに必要な程度の元金が積み立てられ
てあればいいわけでありまして、そ
の保険の積立てにつきましては、そこ
で若干数学的に調整を行つております
が、しかしいづれにいたしましても、
このどの方法をするにいたしましても、
も、本人に対する退職金の給付の額に
ついては、同じようなものが渡るよう
にしようというところから出発してい
るのでありまして、その一定の給付額
を得るのに年々予算に計上して出すか、
それとも積立て方式をとるかという方
式の違いだけなのでありまして、本人

に対する給付といふものは、いづれの
方式によりましても違わない建前で計
算いたしておるのであります。積立て
方式であろうと現金支出方式であらう
と、その点はいずれにいたしましても
あります。国家公務員法におきましても、現
在の恩給制度はさうなつておりま
す。国家公務員法におきましては健全
な保険数理を基礎として計画され、人
事院によつて運営されなければならぬ
ということが、百八条ですかにうたつ
てあるわけでありまして、これによつ
て新たな恩給制度が今考えられつつあ
るわけでありまして、いづれにいたしま
しても十七年以上勤続をいたしました
場合におきましては、俸給の三分の一
を退職金として給付するというこの原
則は、町村職員恩給組合にありましても
も国家公務員でありましても、同じよ
うな原則に立つていられるわけであり
ます。特に町村職員の恩給制度を不利
な扱いにしているといふようなことは
全然ないのであります。国家公務員で
ございまして古くやめられたような
人につかましては、古い俸給が基礎に
なつて計算されているわけでありま
す。それでは不公平でありますので、
それを調整しているわけでありま
す。それが同じように古くやめられた
町村職員につきましても、古い三十円
であるとか三十五円という俸給を今日
月額一万五千円とか二万円というふう
に直しまして、その三分の一の相当
額が行くというふうな建前になつてお
りまして、何ら原案におきましてはそ
ういふ不利な、不公平な取扱いはそ
ういふことはいたしておらないのでありま
す。もちろんよいやに越したことは
ないのであります、これは今日の

財政の事情から行きまして、また他の
公務員との権衡から申しまして、こ
れ以上のことは考えられないというこ
とであります。
○立花委員 大体保険数学というもの
は、保険会社の営利的な事業の経営と
いうところから生れて参りました一つ
の数学と申しますか、科学なので、こ
ういふものが国家公務員やあるいは地
方公務員の生活保障に、そのまゝ原則
として採用されることは、これはあま
りに機械的じやないか、やはり国家
が、あるいは社会が、それに奉仕して
参りました者の生活を保障してやると
いう原則がまず第一なので、一つの経
営としての保険経営が原則とする保険
数学というふうなものが、恩給組合の
原則になつては、やはり弊害があるの
ではないか。だからこの保険数学を当
てはめられたものを見ますと、財源と
申しますか、積立金の資産運用の予定
利まわりは、保険組合では年四分とな
つておる。年四分に資産を運用する、
そういうことがやはり給付と申しま
す、保険数学では重要な部分を占めて
おりまして、そういう計算的な、ま
たく営利的な計算の基礎に立つて給付
がきめられて来ておる。だから資産が
少ければ給付も少いといふことになつ
て参りました、結局何もしないといふ
な恩給しかもらえないといふことにな
つて来るだろうと思ふ。だから、私は
決して地方公務員だけが、そういう不
当な扱いを受けておるとは申しており
ませんので、そういう公務員に対する
給付の問題、恩給のような問題は、や
はり国家、地方を通じて、そ
ういふ保険数学のような原則によらない
で、国家が社会的に保障してやるのだ、

国家保障をやつてやるのだという原則
で、ひとつ貫いていただければいいの
ではないかと思ふのですが、そういう根
本的な問題が、この法案に現われてい
るかないかは別といたしまして、そ
ういふ恩給の問題に対する根本的な意
見を、ひとつ聞かせておいていただき
たいと思ふ。
○鈴木(後)政府委員 どうも立花さん
は民間の保険会社のことが、ただちに保
險数理であるかのごときお話でござい
ますが、保険数理といふのはあくまで
も無色透明な数学方式でありまして、
それを基礎にして計算をして、堅実な
健全なる共済制度、恩給制度をつく
れといふのが、地方公務員法の四十三
条なり四十四条に、すでに規定されて
おるわけなのですが、保険数学の方式
をただ計算する場合に用いるというわ
けでありまして、民間の保険会社では
一定の保険料をとりまして、それをち
やんと独立採算制がとれるようなふう
に、また二十五年後、三十年後には一
定の保険金を支給する、そういうこと
が可能であるように、また事業運営が
採算がとれるようにするのは、幾ら
保険料をとつたらいのかといふこと
で、計算を逆にしておるのであります
が、この国家公務員なり地方公務員に
つきましては、十七年勤続した者に対
しては、そのときの最終の平均俸給額
の三分の一を支給するという結論を出
してしまつておきまして、しかもまた
いま一つ前提としては、本人からはわ
ずかに給与の百分の二しか毎月とらな
い、こいう前提を一方にとつておき
まして、それでこいう支出をするの
には、あと一体どれだけの経費を、そ
のために積み立てて行つたらよろしい

か、あるいは一方の現金支出の方に
いては、どれだけ現実に支出したらよ
ろしいかといふことをはじき出すわけ
でありまして、こいう計算の方式が
保険数理によるこいうことなのでござ
います、やはり根本の建て方が違つ
ておると思ふのであります。国が百分
の二といふような点をできるだけ減ら
して、あるいは百分の一にするといふ
ようなふうにするれば、それに越したこ
とはないのでありますけれども、それ
は全体の国家財政なり、地方財政の問
題と結びついて来るわけでありまし
て、この案といたしましては、現在の
方式をそのまま踏襲して、ただそれを
法制化しよう、こいうふうなものである
のであります。
○立花委員 そこにおかしところ
があると思ふ。全体の国家財政、地方財
政と結びつけて考えると、言つておられ
るので、この結びつき方は、やはり保
險数学というふうなものから出て来
ておると思ふ。十七年勤続いたしまして
収入の三分の一を与えると言われるの
ですが、三分の一という規定が一体ど
こから出て来たのか。これは非常に問
題なので、三分の一を与える、あるい
うことが前提となつて、これが出て来
たといふことを言われますが、むしろ
私どもから言わせまうと逆なので、こ
ういふような逆算をされて三分の一が
きまりましたので、三分の一というよ
うなもので生活が保障できるはずは私
だと思ふ。たとえば一万五千円もら
つておきますと、五千円しかもらえな
い。現在の給与の実態で、本給を一万
五千円もらつておるといふような者
は、おそらく中央地方を通じてあまり

多くないと思うのですが、こういう者ですら月に五千円しかもらえない。これでは老後を保障することは非常に困難なので、こういうことが前提としてきめられておると言われますが、こういう老後を保障するに足りないようなものを大前提としてきめたというところに、非常に矛盾があるので、これは矛盾があるということを承知の上で、老後を保障するという原則でなしに、何かほかの原則があつて、たとえば保険数学のような経営数学的な原則があつて、こういう三分の一というようなものがはじき出されて参つておるので、国家社会に奉仕した者の老後を完全に保障してやるといふ建前から行くのであれば三分の一というような生活を保つに足りないものは、私出で来ないと思う。その点で、言葉の上で何と言われましても、統計で見ますと、月に千円か千五百円しかもらつてない。これでは実際上は何の保障にもならないといふことは事実で証明されておると思う。しかも他の資料によりまして、退職料が大体九割まで占めておりました、やはり公務に一生を捧げた者の老後の保障が八割七分、大体五割以上を占めておりました、こういうものが、今言われました年に二万円足らず、月に千円か千五百円というに至つては、恩給の体をなさないと思うのですが、この体をなさない実態の原因は、やはり恩給法をつくるこの原則が間違つておるのではないかと。今の恩給法の実態で完全に生活が保障されておる、その一生を国家社会に奉仕させた者に対して報いる方法として、十分であるといふふうにお考えなのかどうか、これを承りたい。

○鈴木(後)政府委員 かねて御説明申し上げておりますように、この法律案は、現在の町村吏員恩給組合制度という事実上行われておるものに対して、法的な裏打ちを与えたいといふことを、第一義的な考え方としておるわけであります。現在の恩給制度全体はたゞいま国家公務員、地方公務員を通じて検討を加えられておる最中でありまして、しかもそれについて最終案がまだ固まらないというところからいいます。その最終案が固まりましてから、こういう法律案を出すといふことも考えられたわけでありまして、それよりもとにかく現状において基礎を固めなしておきたいといふことで出したのであります。現在の地方公務員の恩給制度自体が、これで完全だとは思つておりません。これは国家公務員の恩給制度についても同様な問題があるわけでありまして、これは一般の社会保障制度との関係もございまして、それらとの関連において公務員の恩給制度をどうするかという大きな問題と結付くわけでありまして、また反面国家財政の関係も考へて参らなければならぬ問題でございまして、これらの検討は、なお政府としては今後に期する、こういう考え方をしておるわけであり

○立花委員 だから私は質問の際に言いましたように、必ずしもこの法案にとらわれないで、どういふ方針と現状に対するどういふ考え方をもちになつておるかというところを尋ねたわけなんです、それを具体的に答弁願へばいいと思う。現状には不足である。それをどういふ方法で、どういふ程度に改正されようとしておるかということ

○佐久間政府委員 今度のこの法律によりまして強制を申し上りました意味は、たゞいま御質問の中にもおありでございまして、町村にこの恩給組合に加入を強制するところにあるのでございまして、町村に強制するかと申しますと、従来の恩給組合は、町村が地方自治法の規定により任意に一部事務組合をつくつて、共同事業をやるという建前になつておるわけで、町村が入りたくなければ入らなくてもいい、こういう建前になつておるわけでございまして、実際の状況を見ますと、町村によりましてはその少数の吏員のために、相当多額の経費を年々予算に計上するといふことになつて、町村の議員の中にも、あまり早く思つていないといふような者も出て参りまして、少数の職員のためにそれほど多額の経費を支出するならば、脱退ができるならばむしろ脱退したいいいじやないかといふような声も起つておるといふことも、私も聞いておるのであります。従つてこの法律では町村職員の福祉の増進をはかることにならぬので、町村は必ず恩給組合を設立し、必ず恩給組合に加入をして、その職員のために経費を負担しなければならぬといふことにいたしましたところに、この法律の意味があるわけでありまして、なお職員につきましての加入を強制するかどうかといふことでは、これは、それは、恩給組合が条例をつくつておりました、その条例の中で規定をいたしておるのでございまして、これは各県の組合によりまして、条例の規定は必ずしも同一ではございませんが、私どもの方で承知しておりますところ

では、大体強制ということではなしに、次に掲げるような職員はこの恩給組合から恩給を受ける権利を有するといふ規定をいたしておるのが通常でございまして、従つてこの恩給を受けたくない者は百分の二を納めないで、そのかわり恩給をもらわないといふことはかまわれないわけでありまして、職員の権利だといふことで条例はつくられておるわけでありまして。

○金光委員長 立花君の発言でございまして、ちよつと理事会を開きたいと思ひます。

午後零時六分休憩

午後零時九分再開

○金光委員長 休憩前に引き続き開会いたします。

町村職員恩給組合法案について、引き続き質疑を行います。立花君。

○立花委員 大分お急ぎのようですが、簡単に質問をやりますが、最近知事会議だつたとか、市長会議だつたとか、もう地方も予算をきめてしまつたんだから、あまり地方の負担になるような法案を通してらつては困る、法案を通すときには財政的な裏づけをやつてくれといふことがあるわけなんです、この法案で町村の負担あるいは県の負担が増加されるということがあるのかないのか、これをひとつ承りたい。

○鈴木(後)政府委員 この町村職員恩給組合法案の実施に伴います負担の関係につきましては、昨日も床次委員の質問に対しまして申し上げました通り、ほとんど現状と負担の変更はないわけでありまして、また事実各町村に

おきましては、すでにそのことあるを予期いたしまして、一応の予算を計上いたしておることでありますし、そういう意味の心配はないと思いま

す。

○立花委員 それから知事と総理大臣の監督なんです、こういう一般の者がみずから掛金を出しまして、自分たちの生活保障のためにつくり出す組合などに対しては、あまり知事や総理大臣が監督をやらなくてもいい、こういうものこそ民主的に運営されればいいと思うのでありますが、この法案は知事あるいは総理大臣が大きな監督権と申しますか、むしろ干渉するような権限を持つておるわけです。この点をどうお考えになりますか、きのうお尋ねいたしました、これは法人なんだから届出のつもりで、こういうことをうたつたのだと言われましたが、内容はそうじゃないと思うのです。これは明らかに監督、指導する権限を知事、総理大臣に与えていると思うのです、こういうような公務員がみずからのためにつくる組合に対しては、民主的な運営がとらるべきであつて、国家の指導、監督は不必要だと思ひます。なぜこういうものをお入れになつたのかお尋ねします。

○鈴木(俊)政府委員 この町村職員恩給組合というのは、現在の地方自治法に基く一つの部事務組合であり、府県知事の許可を必要とするのが地方自治法の原則であります。その他一部事務組合についての各種の規定があるわけですが、これはそういうものに対する特例を書いておるわけでありまして、何らこれによつて新たな監督権を加えようというものではないのであります。附則をこらんになればわかりますように、現在できております町村の吏員恩給組合というものは、当然この法律による恩給組合になるというふうになしておるわけであり、従つてこの法律によつて新たに設立をいたすための自治法に基く許可というものは、むしろ必要がなくなるわけでありまして、将来この規約をかえるという場合には許可がい

るか、あるいは掛金の増減とかいうものを、自主的に変更しようとする組合が議決したとしても、それだけでは効力を発生しないので、やはり都道府県知事の許可がなければいけません。不許可ならばいくら掛金を減らそうと思つても、それはできないんだということになります。従つてこれは単に設立についての手続上の届出とか、許可とかいう問題とは多少違ひます。設立されたあとにおいて、自主的に自分たちの給付額なり、あるいは負担率なりをかえようと思つても、それが自由にできない、知事の許可が必要だということになつておきます。これはまことに民主的な運営とは隔たるところがあるんじゃないか、この法案自体が、昭和十八年の内務省時代の内務省令で、つくりましたあの戦時中の中央統制的な色彩が残つております。だから知事がそういうものを許可したり、あるいは総理大臣が連合会の定款の変更の認可をやるといふようなことになつておるんじゃないかと思ふのですが、現在は昭和十八年時代とは根本的に違ひますから、あの内務省の考え方はなしに、新しい民主国家における民主的な組合の運営は、知事や総理大臣の許可がなくても、その組合が大会で議決さえすれば、自由に掛金なり給付額なりが変更できるようにしておいた方が、私はいじやないかと思ひます。もし必要とあれば届出もつけようですが、こういう知事が組合の議決を拒否し得るような条文は必要ないと思ふ。それから連合会の場合は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、定款は変更することができないとあります。これも同様で、非常に中央集権的な官僚的な色彩が強いので、これでは組合の運営が民主的に行われないうやないかと思ふのです。あなたの言われるように、ほんとにこれに手続上だけの問題であるとするならば、いきなりこういう条文は削られた方が、むしろすつきりするじやないか、ただ附則で、設立については届け出なければいけない、許可を要するとかいうふうな簡単にやつておいた方がよろしいので、本文の中で規約の変更は知事の許可を要する、あるいは内閣総理大臣の認可がなければ変更することができないというふうな、かどばつた条文を無理に置かれる必要はないと思ふのですが、この点はどうですか。

○鈴木(俊)政府委員 現在の民主的に定められました地方自治法の中において、町村の一部事務組合というものは、いわば地方公共団体であるわけでありまして、地方公共団体というものは、やはり御承知のごとく国家の中でも特別な地位を与えられておる団体であるわけでありまして、そういうものの設立については、都道府県知事の許可を要するというのが、地方自治法の原則であるわけでありまして、その原則をこれはそのままとおるわけでありまして、ここで組合の総会の議決を経るといふふうにしたものは、もしも地方自治法の一般原則のままで参りますと、これは県内三百なりあるいは二百五十なりの町村の各議会の議決を全部経なければ、その規約が変更できないわけでありまして、実際問題としてそれだけの多くの意思を合致せしむるということは相当に困難でありますし、また組合議会というものが各恩給組合にあるわけでありまして、

この組合議会が多数決をもつて、その規約の変更を可といたしますならば、それをもつて規約を変更してよろしい。それについて設立の際に許可を受けております知事の許可を合せておる、こういう簡単な手続にしようというものが、この第四条でありまして、いろいろお話でございますが、何らそういうような他意あるものではないのでございます。

○八百板委員 この町村職員恩給組合法案であります、今までの質疑を通じて、この法律案が単なる手続上の規定であつて、実体的なものに触れておらないというふうな意味の御答弁をいただいたのであります、この法律の第一条を見ますと、この法律は、これらの一事務を処理するための組織及びその運営の方式を定め、もつて町村職員の福祉の増進を図ることを目的とする。と、明らかに町村職員の福祉の増進をはかることを目的としているのであります。この第一条によるならば、この法律は単なる手続規定としての法律である、われわれは理解することができないのであります、もしも単純なる手続規定であるとしたならば、第一条の目的の中で、あたかもこれによつて町村職員の福祉が増進せらるるがごとく印象を与える目的の条項を削除すべきであると、私は考えるのであります、この点について提案者はどういふお考えを持っておられるか。削除の意思があるかどうかというところをお答えいただきたいと存じます。

○鈴木(俊)政府委員 町村職員恩給組合法案は、先ほど来申し上げるよ

うに、現在あります町村吏員恩給組合の制度の実際上の仕組みに、法律上の根拠を与えて基礎を強固にしよう、こういう意図のものでございまして、単なる手続規定という表現は必ずしも当たらないと思うのでございまして、が、要するに現状につきましても法律上の裏打ちをしてもらう、こういう考え方のものであります。それから、そういう意味からいって、一体どの点が直接に關係があるかと申しますならば、各府県の三百なり二百なりの町村が、それ／＼町村職員恩給組合には加入しなければならぬという点が、現在は必ずしもなくともいいことになつてゐるのであります。これを加入強制をいたしますることによつて、町村職員の将来の退職後の福祉を保障しようというところに一つの、目的に定め、る考え方が現れてゐるわけでありま

また實際問題といたしまして、現在府県から補助金を町村職員恩給組合に出すような、これも實際上の運営指導になつてゐるのであります。が、なかなか府県から恩給組合に対する補助金が出ておりません。そのために現在約九億近いものが、本来府県から恩給組合に交付せられるべき補助金が、依然として交付されてゐないわけでありま

需要として当然これを見込んでゐるわけでありまして、そういうことによつて、現状におきましては府県からの補助金がなされたために、ともすれば恩給の給付にさきも支障を生ずるような状態にありますが、現状を変更いたしまして、町村がこれを必ず負担する、こういう建前を法律に明確に書くということにいたしましたわけでありまして、こういうことで町村職員の福祉を増進するようになつた、そういうわけでありま

す。しかしながら根本には、町村職員の恩給制度自体につきましても、さらにこれを合理的に改善をしなければならぬと考えてゐるわけでありまして、そういう意味ではさらに今後を期する点がある、こういうわけでありま

○八百板委員 要するに府県から出るべきものが出なかつたから、これを町村の責任において出させようというだけでございます。それによつて實質的に組合員の利益がはつきり増大するということにはならないだろうと私は思ふのであります。そういう意味では、事実数字の上において、どういふうな程度であつたものが、これによつて明らかに数字の上においてどういふうなものに上つたかという証明をせられるものを提示せられんことを、私はお願いしたいのであります。なおその問題につきましても、従来たび／＼触れておりますのでその程度にいたしまして、これがいふゆる手続上整備する規定であるといふことは、次の点において少し明らかにしていただきたらと思ふのであります。一体一部事務組合というものは、地方自治法の二

百八十四条でございまして、この規定によるものと思ふのでございまして、一部事務組合の単位というものは、一体どういふふうになつておりますか。○鈴木(俊)政府委員 どのくらい府県から補助金が出るべきものが出ていないかと申しますと、八億八千二百五十万五千八百五十五円、これは本年の二月二十日現在の数字であります。これが出ませんと、十七年動続した者に対して給与額の三分の一を給するといふような給付に、支障を来すわけでありま

す。そういう支障を来さないようにいたしますためには、やはりこういうようなことで法律上はつきりと基礎を与へることが必要である、かやうに考へてゐるわけでありま

す。それから今の地方自治法の一部事務組合というところに町村職員恩給組合はなるわけでございますが、この単位をいいたしましては個々の町村が恩給組合を構成する。単位は地方公共団体になるわけでありま

す。○八百板委員 地方の個々の町村が一部事務組合の構成単位になるといたしますならば、この法案に示されたところの第二の条項は、はなはだしく矛盾すると申さなければならぬのであります。ごらん通り町村職員恩給組合の設置といふことをこの条項は示しておりますが、単位組合が町村でありますならば、単位組合が一部事務組合を設置するといふことは、よく通らないのであります。町村単位組合が一部事務組合に対して参加し、あるいは加入するといふことは筋の通る話でございまして、単位組合そのものが一部事務組合という多数の組合の連合体を設立するといふことは、常識上判断できないのであります。こ

れは一体どういふ見解に基いて、こういう条項を用意せられたか、その点をお答え願ひたい。○鈴木(俊)政府委員 地方自治法の二

百八十四条の一部事務組合と申しますのは、地方公共団体が二以上共同いたしましてある事務を処理するために設けるわけでありまして、従つて甲村と乙村といふものが、町村職員の恩給給付事務といふものを共同処理するために、そういう組合をつくることのできるものであります。それをこの法律ではある県の区域の中の二つなり三つの町村だけが、そういう恩給組合をつくるというふうなことをしないで、県内の三百なり三百あります町村全部が共同して、町村職員恩給組合といふものを地方自治法の一部事務組合として設けなければならぬ、こういうことを強制してゐるわけでありま

す。○八百板委員 町村に恩給組合がないとしまして、第二の条には、町村職員恩給組合の設置といふことをうたつてあるものでありますから、従つて第二の条は、町村における恩給組合の設置を定めた条項だと私は理解するのであります。が、これはそうじやないのですか。○佐久間政府委員 町村には恩給組合はないわけでありまして、府県内にあります町村の全部が集まつて一つの恩給組合をつくる、こういう意味でござい

ならないと、強制力を条文の中に記載しておるのではありませんが、この点もどうも納得が行かないのですが、どういふことになりませうか。

○佐久間政府委員 この二条では、お話のように設立につきましても認可を要しない、認可どころじゃない、もう当然につくらなければならないということをお話の通り任意に協議をして設立をさせるといふことにしないで、法律上当然に設置を強制したかというところは、先ほど立花委員の御質問に對しまして、お答え申し上げましたような趣旨でございます。

○八百板委員 つまり第二条においては、設立を強制し、その際には何らの認可を要しないという建前をとつておりながら、この一部事務組合の規約の変更については、あとの方において、知事の認可を要するということを定めておるわけでありませう。設立というのには認可許可がいらないで強制された、部分的な規約の変更については許可がないというところは、少しく本末転倒のきらいがあると思ふのでありませうが、この点についてどうなふうにお考えになつておられますか。

○佐久間政府委員 設立いたしましたには、設立しなければならぬということに、組合法で強制をされるわけでありまして、その設立の際には当然規約をきめなければならぬわけでありませうが、その規約につきましてはやはり認可があることになるわけでありませう。

○八百板委員 設立の際には規約をきめる、それは自由に行われておりながら、その自由に定められた規約が、後

において若干変更を加えるという場合にのみ許可があるというところは、法律の立て方としてはなほ矛盾すると思ふのですが、この点そうは思われませんか。

○佐久間政府委員 この設立そのものは、町村であります限り当然設立しなければならぬことに強制をいたしておるわけでありませうが、附則の第二項におきまして、現在すでに町村にありませう。恩給組合と申してあります。それが当然この法律による町村職員恩給組合となつたものとみなすといふことで、設立のための認可はいらないで、町村恩給組合になつたわけでありませうが、さらに現在あります組合の規約が、この法律の規定によりまして、若干修正整理を必要とする部分があるわけでありませう。その規約の変更につきましては、法律施行の日から六月以内に變更しなければならぬ、このういふことに定めておるわけでありませう。そうして第四条で、その規約を變更する場合には、組合自体において議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けなければならぬ、このういふおるわけでありませう。設立については、認可なしに附則の第二項で当然にみなしておきながら、あとで規約の變更について、なぜ許可を必要とするかというお話であります。設立後におきまして、規約につきましては、たとえば組合の給付を受けるものの範囲をさらに拡張しよう、あるいはその給付の額をさらに改善しようというういふことが起つて来るわけでありませう。設立行為とは別に、規約の變更の必要は今後たび／＼起つて参ると思ふのであります。その規約の變更の際に

は、第四条による手続をとらせよう、このういふ趣旨でございます。

○八百板委員 どうもそれでは私はわからないのですが、この二条の2の町村職員恩給組合というものは、これは法人ですか。

○佐久間政府委員 そうであります。

○八百板委員 そうしますと、この恩給組合というものは、言葉づかいが非常に間違つてゐる、町村と言つても複数の町村というものを意味しておるのですか。「町村は」といふのは、単なる町や村という意味ですか。

○佐久間政府委員 質問の意味がはつきり受取れないのでありますが、第二条の「町村は」といふのは、地方自治法で言つております町や村ということでございます。それが都道府県の区域ごとというところでございませうから、各都道府県の区域内の全町村ということになると思ひます。

○立花委員 関連して。今の質問の中で、どうもこのままでは少しおかしいという考え方が、ますます／＼強くなつて来たのですが、組合の形が非常に制限されたもので、一つの村、一つの町の職員組合の組合員というものが一体あるのかないのかということが疑問になつて来るのです。この組合員の発言権というものは、まったくこれは無視されておるというふうにお思はれるのです。

○佐久間政府委員 申すところの、発言権のある者は一つの地方事務所の中で一人だというふうにお書きであります。一つの地方事務所の管内に町村が幾つあつても、二十あつても三十あつても、これは町村が二十も三十もあるのですから、職員にいたしますと、おそらく何百何千となるだ

ろうと思ふのですが、そういうものが一人しか職員が出せない。そういうものによつて自分の生活保障に關係する重大な問題が決定されている。このなつて参りますと、非常にこれは何か自分の重大事件が一方的にほかで決定されて来る。しかもそれは自分が掛金を出してゐるのだ、毎月々々自分の給料から百分の二掛金を出してやつてゐるのかかわらず、一つの地方事務所の中で、一人しか代議員が出せないといふことになつて参りますと、まつたくこれは官僚的と申しますか、お役所的と申しますか、これは民主的な組合の体をなさないと思ふのですが、なぜこのういふものをおつくりになるのか。つまり私も考えますには一つの町村ごとにはんどうに一人々々が組合員の資格を持つて参加できる組合をおつくりになつて、その連合会というういふものをおつくりになればいいのです。無理に何か地方自治法の一部事務組合というふうな、かびの生えたみたいなものを利用して、そういう民主的な運営を故意に阻害され、妨害されるような気がするので、そういうお考え方が明白だと思ふのですが、その点どうお考えですか。

○鈴木(俊)政府委員 どうも立花委員は、労働組合あるいは職員団体と、この恩給組合と同じように考えておられるように思はれるのでありますが、これはそうではないのでありまして、地方公共団体の組合、組合の構成単位はあくまでも甲村乙村という県下二百なり三百なりある町村が構成単位。それでは組合はどういうことをやるのかといへば、自分の村の職員の恩給の給付事務をやる、こういうのがその共同の

事務なのです。そういう恩給給付事務をやるための組合であるわけでありませう。従つてその組合は、先ほど来申し上げますように、十七年勤続した者には給与の三分の一をやる、このういふ仕事を連帯共同してやるという一つの地方公共団体なのです。組合という名前が、非常に労働組合とか職員組合と似かよつておられますけれども、それとはまるで性格の違ふものです。その点をひとつはつきりお考えいただきたいと思ひます。

それから、一地方事務所管内一人といふふうな規約の準則にございませうが、これは要するにそういう地方公共団体でありますから、ちやうど町村に町村議会があるのと同じように、この恩給組合に組合議会というものがあつて、予算をそこに出してそこで議決をするわけなのです。また規約もそこで議決をするわけなのです。これは組合でありますけれども、地方公共団体そのものの選任の方法は、県内の各地方事務所単位ごとに町村長が互選で選ぶ、このういふわけでありませう。これは決して非民主的なことではない。公選で出て来ました地方事務所管内十なり十五なりの町村長が、互選で組合会議議員を一人ずつ選ぶわけなのです。県には大体十五なり十六なりの地方事務所がありませうから、十五なり十六なりといふものが、この町村職員恩給組合の議会の議員になるわけなのです。議会がそこで構成される。一方組合管理者といふものがあつて、そういう組合議会といふものがあつて、地方公共団体としての執行機関と意思機関がある、このういふことなるのです。

〇八百板委員 さつきの話のつながり

ですが、第二条に「町村は、都道府県の区域ごと」と書いてありますね。そうしますと、町村は都道府県の区域ごとと一部事務組合をつくるということとでありまして、この第二条そのものは、あとの第七条に連合会というものがあつて、これと結局同じものになつてしまふのじやないですか。

〇鈴木(俊)政府委員 今のお尋ねでございますが、四十六の都道府県ごとに、単一の町村職員恩給組合というものができるわけですが、その四十六の各都道府県の恩給組合が一緒になつてつくるのが、この町村職員恩給組合の連合会、こういうことになるのであります。従つてここで予想しておりますのは、一つを予想しておるわけでありまして、各県には町村職員恩給組合というものは一つしかない、こういうわけでありまして。

〇立花委員 その恩給組合と、単位組合にある自主的な組合——共済組合と申しますか、そういうものとの関連をどうお考えになつておられるか。そういうものはやはり認められるのか認められないのか、こういう方法で、こういうものさへあればいいというふうな指導方針を持つておられるのかどうか、その点を聞きたいと思ひます。

それからこの法案の中には第三条の二ですが、ここには「地方自治庁は、前項の事項に關し模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すことができる」とありまして、自治庁がやはり上からこういう規約をつくれ、こういう条例で行けというふうになつてくるとき、その町村の職員組合に指示することができるといふ事項があるのです

が、これは自治法の精神に違反しているのじやないかと思ふのです。なぜこのうふうな条文で職員組合を上からわくにはめて行かなければいけないのか。こういうことこそ私は地方自治の精神でまかしておけばいいと思ふのです。こういうことがわからないので、こういう中央が指導して行つて恩給組合を育成して行こうというやり方の裏には、やはり自主的な各個々の町村でできますような共済組合、あるいは恩給組合、名称はいろいろあるでしょうが、こういうものは大体もう認めない方針で、あるいはつくらせない方針で、こういう官儀的な一部事務組合のシステムに切りかえて行こうという考え方があつたのかどうか、簡単に言いますと、そういう個々の町村における自主的なそういうものとこれとの関連です、これをひとつ明白にしてもらいたいと思ひます。

〇鈴木(俊)政府委員 官儀的々々とおつしやいますか、これは現在このようない町村吏員恩給組合がありまして、町村の一部事務組合として現にあるわけなんです。これは全国十数萬の町村吏員が、現実にはこういうものをすみやかにつくつてもいいというものを要望しておられるわけなんです。今のお言葉の中にも、恩給組合のことを職員組合といふことでお話になつておられましたが、そういうふうなことも職員組合あるいは労働組合とこれを、性格を混同しておられるように感ぜられますが、個々の組合員は、これは直接この問題には関係がないのであります。町村が職員を使つておられるのですから、その職員に対して恩給をやらなければならぬといふ義務を町村が負つておられる

であります。町村がその義務を履行するための組合として、こういう恩給組合をつくる、従つてこれが一部事務組合になる、こういうことになるわけなんです。個々の町村の中で、町村吏員の互助会というふうな——これは個々の吏員が構成の主体になる共済組合式的のものでございまして、そういうものがあるところもあります。これはあつてもむろん一向さしつかえないので、それは吏員相互の自主的な共済制度でありますから、それはそれであつていいのであります。これはとにかく最小限度の一つの社会的な保障として、町村職員に対しては少くとも国家公務員と同じ程度の、十七年勤務した者には給与の三分の一のものはやるようにしよう、こういうことから出発しておるものであります。これはやはり社会保障制度の趣旨から申しまして、またその財源を平衡交付金で保障しているという趣旨から申しまして、これはやはり国家的に一つの模範規約例という形でございまして、一定のスタンダードによつて、各町村の職員が最低限を保障されるようにいたさなければならぬ、かように考へておられるわけです。

〇立花委員 鈴木君はどうも私の言葉を間違つて聞いておられるのじやないか、私は職員組合、労働組合と申しませんが、共済組合といふ言葉を使つたのですか、そういう意味のものと同じような共済組合が地方にありまして、そういうものがこういう仕事をやつていくところもあるわけですから、そういうものと今つくれるものとの関係あるいは指導精神として、そういうものはあまりいいらないので、こういう一部

事務組合ができて、一方的に給付させやつておけばそれでいいのだというふうな考え方で、こういうものを整備されようとしておられるのかどうかというのを聞いたわけなんです。それからそれと関連いたしますが、こういうものに対しては、自治庁が模範規約例をつくつて提示する必要があるのか。私は条文でうたふ必要があるのか。私はこういうのはまつたにいいと思ふのであります。地方といたしまして、自治庁に対して何か模範のこういうものを、特に法令で定めてまで求めておるといふようなことは、おそれく私はないのじやないかと思ふのです。特にさいせん申しましたこれは知事にやはり監督してもらわなければいかぬといふことも、おそらく地方では要望してないと思ふのです。何を好んで自治庁が模範規約例を中央で定めて組合に提示しなければいけないのか、こういうものをなぜ法令で定めなければいけないのか、こういうところが私は非常に疑問なんです。こういうものがあつておられるに、何か官儀的というお言葉をかけられるのじやないか、官儀的に上から組合をつくつて行つて、そして下にありますところのあなたの言われる互助会、あるいは私が言つておりますような共済組合、こういうものはあまりなくてもいいのだ、こういう上からの、地方自治庁の模範例に従うような組合がどんなにでき行けば、実際は治まつて行くので、そういう下からできて来るような共済組合、互助会等はあまり大きくなつてもらつては困るという考え方がどうかというのを聞いておられるわけです。

〇鈴木(俊)政府委員 共済組合あるいは互助会といふことは、恩給制度と全然別個の問題であります。これは地方公務員法の中にも、すでに規定されておるわけであつて、共済制度といふものは、一面においてこれを施行しなければならぬということになつておるわけでありまして、これは区療費の場合の給付でありますとか、冠婚葬祭の場合のいろいろの各種の互助的な給付でありますとか、これはできればそれに越したことはないのじやないかと思ふのであります。そういうこともやらなければならぬのでございまして、これは共済組合で申せば長期給付であります、退職した場合の恩給の給付のことだけを規定しておるので、何ら共済組合あるいは互助会のような方式のものと矛盾しないどころか、それはそれとして行わなければならない、かように考へております。

〇立花委員 実際とこの役場へ行きまして、大体互助会とか共済組合があるとして、それが共済の仕事とどうやらやつております。それがやはりこういう恩給の問題なども取扱つて行つた方が、ほんとうに民主的に保障の問題が正しく解決されて行く、妥當に解決されて行くものだと思ふのです。が、こういうものが特に取上げられないで、何か自治庁が範例を示し、知事や総理大臣が監督するようなものだけが、特に対策として取上げられて来ているところ、そういう行き方の中、何か非常に不安なものを感ずるわけなんです、そういうせつかく下にあります民主的な組織、それが実際の問題といたしましては、退職金の問題あるいはそれと関連いたします恩給の問題なども、実際は関心を持つて参画

は互助会といふことは、恩給制度と全然別個の問題であります。これは地方公務員法の中にも、すでに規定されておるわけであつて、共済制度といふものは、一面においてこれを施行しなければならぬということになつておるわけでありまして、これは区療費の場合の給付でありますとか、冠婚葬祭の場合のいろいろの各種の互助的な給付でありますとか、これはできればそれに越したことはないのじやないかと思ふのであります。そういうこともやらなければならぬのでございまして、これは共済組合で申せば長期給付であります、退職した場合の恩給の給付のことだけを規定しておるので、何ら共済組合あるいは互助会のような方式のものと矛盾しないどころか、それはそれとして行わなければならない、かように考へております。

しておるにかかわらず、こういう実態を離れて何か上からこういうものをきめて行つて、そうしてそういう下からの発展して来るものを阻害するようなそういう意思はないにしても、実質上はそういうものの発展をとめるような性格を、この法案が持つておると思ひますので、非常に不安なわけですね。そういう点で、そういう問題との関係はどうお考えになつてゐるのか、そういうものは今後育成して行つて、官僚的な一部事務組合にかつてそういうものを審議し、そういうものに対する決定を行うようになつてもいいというふうにお考えなのか、それを承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 いろいろお話でございまして、これは国家公務員につきましても、共済制度と恩給制度と二つあるわけでありまして、いわゆる雇用人につきましても、共済組合制度の中に長期給付の制度がありまして、恩給に相当するものと、短期給付に相当するものとが一緒に行われてゐるわけですが、雇用人以外の国家公務員につきましても、恩給法が適用されるわけですね。そこでこれは恩給制度の改正のやほり一つの問題でありまして、共済組合の方式で全部統一したか、それとも恩給制度は恩給制度として残して行か、要するに雇用人の方も恩給組合法の中に全部一緒にして規定をして行か、こういう二つの方式があるわけでありまして、地方公務員につきましても、恩給制度と共済制度とをいかにうにするかというやほり同様な問題があるわけでありまして、そういう問題は先ほど来申し上げましたように、すべて今後の問題として、さしあつて現状を法制化するというのがこの案なので

ありまして、さように御了承願ひたいと思ひます。

○八百板委員 この給付の責任というものは組合自身にはないわけですね。

○佐久間政府委員 個々の職員に対して給付をする義務は、組合が持つておるわけですね。

○八百板委員 この組合というのは、町村の義務をただ履行させるための組合であつて、組合自体その責任をとらないのじやないですか。

○佐久間政府委員 個々の職員は掛金を、町村ではありませんで、町村のつくつております組合に納めて、組合が職員に対して給付をやつておるわけでありまして、

○八百板委員 私のお尋ねしたいのは、組合の単位というものを都道府県にして、そうしてその給付責任を従来の都道府県がやつておつたものを町村に移す、それは平衡交付金等によつて行つてゐるのだからと、そういうふうな形で行くその考え方にうなづけないものがあるの、そういう点についてのお尋ねなのであります。

○佐久間政府委員 給付の責任は、ただいまのお言葉で従来の府県が持つておつたようにお考えのようでございますが、給付の責任は初めから町村が持つておるわけでありまして、個々の町村が自分の持つてゐる職員に対して退職年金、退職一時金を給付する義務を持つてゐるわけでありまして、その個々の町村が一つ／＼その給付事業をやるにつかしましては、財政上その他の事情で力が足りませんので、町村が寄り集まつて府県ごと一つの恩給組合をつくつて、そうしてその仕事をやつてもらはう、こういうわけでございます。従

いまして給付をする義務を負いますのは、個々の町村ではありませんで、町村が集まつてつくりました組合が、給付の義務を負つておるわけでありまして、府県は従来ともそれに対して補助金によりまして財政上の援助をやつておつた、その府県の補助金を町村に出しております財政需要につきましても、国としましては平衡交付金の算定上、それを府県の財政需要に見まして、その措置をしておつた、その府県の財政需要に見ておりましたものを、今度は町村の財政需要にプラスをいたしまして、府県から町村がもらつておりました交付金の分も、国から直接町村に財源として渡して、町村が自分ですべての給付を負担して行こう、職員の俸給以外のものは負担してやつて行こう、こういうわけでありまして、

○立花委員 鈴木君に最後にちよつと聞いておきますが、それじやこの組合は、個々の職員には全然関係がない、ただ自治体としての町村に関するものであつて、個々の職員には全然関係がない、そういうことが明白なのではない、そういうことが明白なのではない、そういうことが明白なのではない、自分の掛金をかけながら、それがどう配分され、どういふ給付となつて帰つて来るかということについては、何ら発言権がないということになると思ふのですが、その点はどうかお考えになつておるか。その点をこそ私明白にすべきであり、組織化すべきだと思ふのですが、組合員は掛金をかけながら、しかも重大な自分の将来を支配するやうなことが決定されるのに対して何ら発言権がない、つくりだす組合は、ただ自治体の方の事務的な扱いをきめる機関であつて、組合員自身、職員自

身には何ら関係がない、それがそのまま放置されておるのだ。こういうところから恩給というものは、職員は文句を言わずに黙つて受取つておればいいのだ、掛金を黙つて払つておればいいのだということになつて参りまして、ちつとも民主的なにおいがいたしませんし、そういうものに手を触れないでおいて、こういう上からのものをただつくつて行きますことは、たび／＼申しますが、何だか非常に不自然感じがするのですが、職員から掛金だけは強制的に取上げておいて、発言権は何ら与えないという現状に対して、何とお考えになつておるか。それから最初に申しましたように、そういう問題を、実質的には共済組合とか、互助会の問題にしておるのですが、そういう問題を今後発展さすような意思があるのかどうか。それをひとつ最後に聞いておきたいと思ふ。

○鈴木(俊)政府委員 先ほど来申し上げますように、この組合は個々の職員とは全然関係がないわけでありまして、町村の恩給給付事務を共同処理するための組合でありまして、ちよつと水道を共同で経営するために、組合をつくるのと同じであります。その点はさうであります、今の百分の二の本人負担がはなはだしくかぬという御説であります、これは国家公務員におきましても、百分の二というものは恩給法上規定をせられておるわけでありまして、この町村職員恩給組合につきましても、恩給をもらひますことは町村職員の権利であるわけでありまして、その反面として町村は自己の職員に対して恩給を支給しなければならぬ、こういうことになるわけでありま

す。その百分の二を本人からとるかとならないかということについては、町村の法律であるところの条例、言いかえますならば、この組合につきましても、やはり法律に當る規約、条例で定めるわけでありまして、町村の議会が町村の職員に対して退職料、退職金を支出いたします場合に、幾らのものを支給し、また反面どれだけの本人の負担をとるかというのを同時に規定するわけでありまして、その規定の一般の考え方、財源計算の原則として百分の二ということ、規定をいたしておるわけでありまして、

○立花委員 百分の二の問題でなく、百分の二納めさせながら、何らかういふことの決定には発言権を持たせないということ、どう考へておるかということを質問したわけなのであります。

それからもう一つ聞いておきますが、百分の二とるのは強制ではなしに、恩給をもらうことを好まなければならぬ、恩給問題として、では今の町村職員の中で恩給を拒否して掛金をかけない者が一体何人おるか。個々の町村でそういうものは一体どうなつておるか、この實際をひとつお知らせ願ひたいと思ふ。

○鈴木(俊)政府委員 これは先ほど規約と申し上げましたが、要するに甲県なら甲県の町村職員恩給組合の恩給条例といふものの中に、今の給付その他の各種の關係のことを規定してあるわけでありまして、これは現にそういう条例ができておるわけでありまして、この法律が成立いたしました後におきましても、そういう条例の内容のものが、そのまま現実に行為することにな

る機関であつて、組合員自身、職員自

身には何ら関係がない、それがそのまま放置されておるのだ。こういうところから恩給というものは、職員は文句を言わずに黙つて受取つておればいいのだ、掛金を黙つて払つておればいいのだということになつて参りまして、ちつとも民主的なにおいがいたしませんし、そういうものに手を触れないでおいて、こういう上からのものをただつくつて行きますことは、たび／＼申しますが、何だか非常に不自然感じがするのですが、職員から掛金だけは強制的に取上げておいて、発言権は何ら与えないという現状に対して、何とお考えになつておるか。それから最初に申しましたように、そういう問題を、実質的には共済組合とか、互助会の問題にしておるのですが、そういう問題を今後発展さすような意思があるのかどうか。それをひとつ最後に聞いておきたいと思ふ。

○鈴木(俊)政府委員 先ほど来申し上げますように、この組合は個々の職員とは全然関係がないわけでありまして、町村の恩給給付事務を共同処理するための組合でありまして、ちよつと水道を共同で経営するために、組合をつくるのと同じであります。その点はさうであります、今の百分の二の本人負担がはなはだしくかぬという御説であります、これは国家公務員におきましても、百分の二というものは恩給法上規定をせられておるわけでありまして、この町村職員恩給組合につきましても、恩給をもらひますことは町村職員の権利であるわけでありまして、その反面として町村は自己の職員に対して恩給を支給しなければならぬ、こういうことになるわけでありま

る機関であつて、組合員自身、職員自

身には何ら関係がない、それがそのまま放置されておるのだ。こういうところから恩給というものは、職員は文句を言わずに黙つて受取つておればいいのだ、掛金を黙つて払つておればいいのだということになつて参りまして、ちつとも民主的なにおいがいたしませんし、そういうものに手を触れないでおいて、こういう上からのものをただつくつて行きますことは、たび／＼申しますが、何だか非常に不自然感じがするのですが、職員から掛金だけは強制的に取上げておいて、発言権は何ら与えないという現状に対して、何とお考えになつておるか。それから最初に申しましたように、そういう問題を、実質的には共済組合とか、互助会の問題にしておるのですが、そういう問題を今後発展さすような意思があるのかどうか。それをひとつ最後に聞いておきたいと思ふ。

と思うのであります。具体的にはた
とえば警察の職員等で、従来から警察
官でありました者につきまして、恩給
法が適用されるのでありますけれども、
も、初めて自治体警察に入つたよう
な、新たに警察吏員になりました者に
ついては、従来の町村職員恩給組合で
は扱つていなかったものであります。そ
ういふ者は個々の町村だけで恩給をや
らなければならぬ、こういうことにな
つておつたわけでありまして、そうい
うことでは非常に困る、困るという要望
がありまして、それから今日におきま
しては、取扱い方針としてそういう警
察吏員あるいは消防吏員で、恩給法の
適用を受けない者もこの組合の給付の
対象にする、こういうことにしたよう
な次第でありまして、これに入ること
をみな希望いたしておられますし、個
個の町村としてはまたそういうふうな
いたしません、なか／＼一時に多額
の退職金を支給したり、あるいは相当
多くの負担をするということは困難な
実情にあります。

テージであるか、それをお聞きした
い。もう一つ聞いておきますが、恩給
の給付について異議がありました場合
の救済方法はどうかお聞きします。
○鈴木俊政府委員 結局恩給制度に
つきまして、個々の地方公務員にどの
程度の発言権を認めるかということに
なるだろうと思つて、これは国家公務
員につきましても百分の二というものを
とつておるわけでありまして、個々の
公務員自体としては、これに対して何
ら特別な発言権を保障されていないわ
けであります。そういうことがいかに
悪いかということ、今後の問題で研
究しなければならぬと思つております
が、この案におきましては、国、地方
を通ずる現在の実情を、そのまゝ予定
をして考へておるわけでありまして、将
来の研究問題としておるのでありま
す。それから恩給につきましても、異議
は、これも自治法に基きましてそれぞ
れ異議の申立てなり訴訟が可能になつ
ておるわけでありまして、

○門司委員 ちよつと今立花君の質問
の中に、大体恩給組合に入つてないの
が、ありはしないか、その数字がどの
くらいあるかということですが、私ど
も資料はちよつと古いのであります
が、昭和二十三年八月の調査によりま
す、大体二十一ばかりの町村が組合
をこしらえておりません。四千八人余
の吏員が恩給組合に入つていない者が
あるのであります。こういうものが現
実に私はあると思つて、そういうものが
今度の法律で強制されることになる
と思つて、これは強制されて全部入らな
ければならぬ、こういうことになるので
すか。現在はどうなつておるかわかり
ませんが、私の調査した範囲ではこう
いう数字が出て来ておりますが、こ
ういふものがやはり今でもあると思つ
て、こういうものが全部今後強制的に加入
しなければならぬのか、なおさうい
うものが残つておつていいのか。

○佐久間政府委員 町村で現在の恩給
組合に加入していないものがあるか
というお話でございますが、私どもの調
査いたしましたところでは、現在では
恩給組合に加入していない町村はない
ように聞いております。ただ先ほども
ちよつと申し上げましたように、少数
職員のために町村が相当な金を恩給組
合のために支出しなければならぬとい
うことで、脱退をしたいと言つてい
る町村が若干あるという話を聞いてお
ります。なお町村の職員が全部組合に
入つて給付を受けておるかというお話
でございますが、これにつきましては
は、現在まではいづゆる吏員だけが対
象になつておりました。今度この法律
におきましては職員ということになつ
ておりますので、いづゆる吏員だけで
ありませんで、雇用人もその対象にな
り得ることになつております。従いま
して今後は職員の中で、恩給組合の給
付を受けたいと思ふものが、多数受け
ないでいるという状態はなくなつたと
思つております。ただ財源措置の關係
もございまして、さしあたりは従来
通りの範囲のものが、組合の給付を受
けるということになるかと思つてお
ります。

○立花委員 さいぜんも聞いたのです
が、この法律で強制的に設立しなけれ
ばならない、その場合の事務費とか、
さういふものに対する財源措置は一体
どうなつておるのか。
○鈴木俊政府委員 これらのもの
は、すべて平衡交付金の「その他行政
費」の中で見込まれておるわけであり
ます。
○立花委員 それは府県に渡す平衡交
付金の中にあるのか、市町村に渡す平
衡交付金の中にあるのか、あるいはそ
のほかに現在の平衡交付金の中には、
それは含まれておるのか、新しく追加
されてこういう法律で設置が強制化さ
れると同時に増加して、平衡交付金
の中に含まれるのか。その配分の経路
なんかは一体どうなるのか。これを御説
明願ひたい。
○奥野政府委員 御承知のように、町
村の負担金は職員の給与の額に一定の
率をかけたものになるわけでありま
すので、二十六年より二十七年の
所要額の方が多くなるわけでありま
す。従いまして多くなりました額だけ
は、それだけ町村の財政需要額に増加
して見込んでおるわけでありまして、そ
れから二十六年におきましては、若
干の部分を府県の財政需要として見込
みまして、反面府県からそれだけの
金を町村の恩給組合に補助金として交
付しておつたわけでありまして、それ
ど、この部分は府県の財政需要をそれ
だけ減額いたしまして、町村の財政需
要をそれだけ増額するわけでありま
す。これらは今鈴木次長からお話があ
りましたように、町村の基準財政需要
の行政項目のうちで、「その他の行政
費」の中で計算することにしておりま
して、人口を測定単位にして計算して
行くことになつております。地方財政
平衡交付金の参考資料として、「その
他の行政費」が幾らになつてゐるかと
いうことをお示ししてゐるわけであり
まして、二十六年より二十七年

の方が、町村の「その他の行政費」に
なります財政需要が、非常に増額して
おるのは、もつぱらこの關係の部分で
あります。

○立花委員 そういたしますと、す
でにきまつております千二百五十億で
すか、あの中にはこの法律が改正され
るということを見通して、その費用を
入れになつておつたのか。この法律で
設立が強制されましたから、特に平
衡交付金を新しく千二百五十億のほかに
ふやそうというお考え方なのか、それ
をひとつどちらかはつきりしていただ
きたい。

○奥野政府委員 この法律のいかに
かがわかりませんが、現実に町村の恩給組
合といふものが設立されておりました
で、町村が現実これらにつきまして
相当の負担をしてゐるわけでありま
す。これを基礎にいたしまして、財
政需要額を二十六年と同様二十七年
度も計算してゐるわけでありまして、た
だ府県がその一部を町村に補助して
する負担金でありますので、ことさら
に府県の財政需要の中にそれを見込み
まして、府県から町村に交付すること
は、適當ではございませんので、府県の
団体あるいは町村の団体、両者の意見
を聞きまして、町村の財政（需要）に見
込みがえをするようにかえたわけであ
ります。

○立花委員 そういたしますと、この
法律が成立いたしましたとしても、新しく事
務所を設ける必要もない、新しく事務
がふえることもない、新しく人を余分
に雇入れなければならぬこともない
、さういふことで費用が現在よりも
府県あるいは市町村に余分にかかつて

来るということは全然ないという見通しなのか。それとも一つは、あなたの方で見通しをされておりました。実はあるかもしれない。あつた場合は一体どこから金を出しになるか。その場合に出す方針なのか、出さない方針なのか。出すとすればどこからお出しになるか、それをひとつ伺いたい。

○奥野政府委員 この法律の關係で、特に経費がふえるとは考えておりません。従つてまた、ふえた場合の措置というものも考えていないわけでありませう。

○八百板委員 第七條の連合会の規定に關連してございしますが、この連合会は、規約を見て参りますと、加入及び脱退に關する事項が、それ／＼定款によつて定められることになつておりますから、おそらく加入脱退が自由な任意組合というふうな考へてよろしからうと思つてございしますが、さういうふうな考へてよろしうございませう。

○佐久間政府委員 お説の通り連合会は各組合が加入するか脱退するか、任意の団体でございします。

○八百板委員 そういうことになりますと、當然に幾つもの連合会がございするといふことも予想せられるわけでありませうが、たとえば地域ブロックごとに連合会がございまして、あるいはそんなことはございせんでしょうけれども、一つの傾向を帯びた連合会がございまして、さういふふうなことは予想されないのでございませうか。さういふことを考へておりますか。

○佐久間政府委員 この法律の字句の上から申しますと、お説の通りに数個の連合会もできるかのように思われま

すが、實際問題といたしますと、このやつております仕事の内容が、各府県ごとにばら／＼に区々になりますことは適當でないと思へますし、またすでに現在あります町村吏員恩給組合の連合会というものができております。それらは全国一つだけの連合会でありませう。やつております事業の性質からいまして、全国で一つの連合会をつくるのが適當であらうと思へますし、現実にもおそろくこの連合会の基盤にならうと思へますが、現在の町村吏員恩給組合連合会が全国一つでありませうので、今後とも数個の連合会ができるということは予想されな

い。かように考へております。

○金光委員長 ほかには質疑はございせんか。――なければこれをもちつて町村職員恩給組合法案に対する質疑を終了いたしました。

○金光委員長 次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませうか。――なければこれをもちつて本案に対する質疑は終了いたしました。

○金光委員長 次に地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を許します。門司君。

○門司委員 この機会に聞いておきたいと思ひますが、例の鳥取の大火のことであります。これについては、おそろく鳥取の市は非常に困つておられると思ひますが、地方財政平衡交付金の中

からとりあえず政府は何らかの処置を講じられておるものかと思ひますが、一體現在までのくらのものか、特別平衡交付金として出されておるか、もし出されておればその額と、それとも出されておないと思へば、なるだけ近い機会にお出しになる御意思があるかどうか、その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これは御承知の通りに、政府といたしましては、臨機に御出願をいたしまして、二億ほどつなぎ融資を出して、住宅金庫から二億融通して、応急の措置をしておるわけでございますが、われ／＼の方をいたしまして、地方財政委員会並びに自治庁から係官を派遣いたしまして、さうして実情を調査しておりますから、早速にその結果によりまして、善処したいと思ひますが、むろんこの対象は平衡交付金並びに特別平衡交付金を考へなければならぬことだと思ひまして、調査の結果によりまして、適當な処置をとりたいと思つております。

○門司委員 それにさらに關連いたしまして、今時期の問題は答弁がなかつたのでありますが、起債の問題が、やはりこれと同じように、私は出て来ると思ひますが、この起債等についても特別にお考へになつておるかどうか、またお考へになつておるとすれば――これも調査中だと言われればそれまでだと思ひますが、しかしさういふものでは私はないと思ひます。この点もしお考へがございましたら、ひとつ承りたいたと思ひます。

○岡野國務大臣 むろん起債も考へなければならぬことでございますから、善処をいたします。

○門司委員 それからもう一つの処置であります。これは住民に対する救済の措置であります。これは厚生委員会が何かの方がよくわかると思ひますが、自治庁としてとりあえずさういふ処置が行われておるかどうかというところ。それからもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、住宅の問題であります。今聞いておりますと、大体住宅を建てまする木材なんかも、相当値上りをしてゐるというふうな話を、私は聞いておるのではありません。これらに対しては政府はやはり何らかの処置を講じて、人の弱みにつけ込んで金もうけをするようなことのないように、十分にやはり自治体として処置ができるならば、処置をしなければならぬと思へておりますが、さういふ点に対して自治庁は、県庁なりその他に指示をされたようなことがあつたかどうか、また指示をされる御意思があるかどうか。

○岡野國務大臣 先ほど建設大臣に會ひまして、建設省から派遣しました係官の報告なんかの断片を聞きますと、さういふ方面にも建設省でいろいろ努力して、すでに千五百戸の住宅をつくる計画をしてゐた。それからもう千戸ほど何とか考へたい。それには何かいろ／＼言つていたようですが、私ははつきり覚えておりません。

○門司委員 私の聞いておりますのは、さういふ暫定の処置も必要でしようが、さつき言ひましたように、住宅の資材の方の値上り等が、べらぼうに上つて来るということになりますと、實際自分の金でやるというふうな人たちに非常に迷惑をかけるのでありまして、従つてこれを何か果が統制して買つて、さうしてこれを住民にわけてや

るといふ方法が私は從來あつたと思ひます。さういふ方法についての、政府としての指示がなされておるかどうかというところなんです。

○奥野政府委員 住宅金融公庫の金を借りまして建設して、さうしてそれを將來本人に買却するという方法もあるのじやないかと考へますが、これは借家組合連合会等がさういふようなことの主体になつておるのではありません。また先ほど大臣から話がありましたように、相当多くの公庫住宅を建設するような計画も進められてゐるようでありませうが、ただ事務柄の性質が、自治庁の所管じやなしに建設省の所管になつておるものでありますから、あまり詳しくは知りません。

○門司委員 もう一つ詳しくわからなければしようがないと思ひますが、ただ建てるといふのはなくて、私の心配しておりますのは、資材がかなり値上りしてゐるといふ情報があるのではありません。何らかこれを押さえてもらわなければ困るじやないかという話もあるのではありません。従ひまして、從來やつておりましたような、たとえば建築の用材については、果なら果がこれをあつせんするといふ形をとつて行く。さうして暴利を搾取して行くという形が、私はやはりとられるべきだと考へておるのではありません。従つてさういふ処置が一体とられておるかどうかというところ。それからもう一つこの機会に聞いておきたいと思ひますことは、学校建築や何かの場合の起債であります。これはやはり特別の――さつきはまあ考へようという大臣の答弁でありましたが、特別の処置として、やはり私は考へて行かなければならないと

しはいつなのか、もつと誠意のある御
答弁を願いたいと思います。

助法を發動する結果、国からの負担金のほかに相当地方団体も持出さなければ

ておるわけであります。

○立花委員　あなたの話を聞いておる

い、こういうことを申し上げました。
二十五年度も二十六年度も、ほとんど

ことで、ほつたらかしてあるのか、北海
道の震災が起りましたから大分たつの

ですが、あれに対しても特別平衡交付金などは交付してないのか、やはり二月まで待たすつもりなのか、これを承りたい。

○奥野政府委員 地方財政平衡交付金は、立花さんがお考えになりますように、政府のポケット・マネーとして、時にあてがい扶持にあてがって行くべきものではないというふうに考えております。具体的に立花さんが、どのような財政需用につきまして、特別平衡交付金で財源補填をしなければならぬのであるかというふうにお考えにならなつておるか、具体的の事例についてお尋ねをいただきたいと思うのであります。私は繰返し、財政収入が減つて来るであります。そういうふうなものにつきましては当然補填されると、こう申し上げました。災害救助法につきまして、地方団体が現実負担しなければならぬ部分につきましても、過去においてもそうでありましたし、それらの部分については、全額補填されるということを申し上げました。生活保護法の結果増大して来る地方負担の部分についても同様であります。その他都市の建設の問題等いろいろあるわけでありますけれども、そういうような部分につきましては、平衡交付金で補填するという行き方は穏当じやないものであります。むしろ地方債を充当するということだろうと考えるのであります。またこれらに對しましては、国からも補助金が交付されるわけでありす。もとより地方債で実施いたしました事業につきましては、まず元利の支払いの問題が起るわけでありす。これらの元利の支払いの問題につきましては、普通平衡交付金で計算を

される仕組みが譲渡られておるということも申し上げたわけであります。従いまして、もし具体的に今このような案件について、どのような財産措置がなされるべきかということでありましたら、お答えいたしたいし、わかりませんところはさらに研究いたしまして、お答えして行きたいと思っております。

○立花委員 あなたの答弁の中にも出て来ているのではないかと思う。災害救助法の発動によつて自治体が支出すべき金は、全額大体二十五年度も二十六年度も補填して来た。それであればそれは現在やつてゐるではないか、災害救助法が発動されて自治体が、鳥取市も鳥取県もやつておるから、それは私がここで数字を上げるまでもなく、市、県についてお調べになれば、すぐ必要な額はわかるわけです。現地は毎日々々やつてゐることだから、その数字があなたの方でわからないはずはなない。だからその現地で毎日々々出している金を、一体政府は来年度の二月までというので、ほうつておいていいのかどうかということを知っているわけですか。おそらく北海道あたりではもう大体出した額もわかっていると思うんです。そういうものはやはり来年度の二月までほうつておけというようなことでいいのかどうか、あなたはポケットマネーだと私が言つたように言われますが、あなた自身が言つてゐることはポケットマネーで、地方でも出している。その金は自分が持つておつて出さないで来年度の二月まで、自分のふところに入れておつたら、それこそポケットマネーだ。そうじゃなしに政府が出すべき金になるべく早く出してやるということが問題じゃないか、あ

あなたの言われるように、計算ができないと言つたつて、これはりくつなんで、實際は毎日々々現地で出しているんだから、この金をどういうふうに政府では補つて行つてやるかということ、まず第一に考えられなければいけないと思う。その問題については何も

具体的な答弁がないんだが、大体そういうものをどのくらい鳥取では必要とするか、そういうことをどれほど一体見込みとして見込んでおられるのかというのを聞かしてもらいたいと思います。それに対して特別平衡交付金をいつまでにどれくらいは出せるということになるべく早く出してもらいたいのです。最大限どのくらいに出せる、あるいは臨時措置として前渡し形があるいは概算渡し形でやられる方法がないのかどうか、あるいはそういうことをやりたいんだが、法制上何か隘路があるとと言われるなれば、それを打開するような特別の措置を政府の方から提案されて、議会で決定し出す方法もあると私は思う。そういうことを何ら努力されないで、来年の二月まで、計算のできるまではつらかしておくのだから、これではあまりに官僚的な怠慢じやないかと私は思う。なるべく一日でも早く金を出してやるという方向へなぜ努力されないのか。それもあなたの方で資料をおつかみになつて出そうと思うが、こういう隘路があつて出せないのだが、議会の方でもひとつ協力を頼むというふうにお話されないで、来年の二月まで待てという、こんなばかげたことはないと思う。北海道の場合もはつてあるとすると、鳥取の場合もおそらくまだ当分はつたらかしたまま、あなたの言うように二月にな

らないと、何らの手も打たれない、平衡交付金は出されないで、わずかの一億か二億のつなぎ資金でごまかしておかれるのだと思うが、そういうふうな誠意をなぜお示しにならないのか。これはひとつ大臣から答弁を願いたいと思う。

それから奥野君の答弁の中に、平衡交付金よりもこれは起債でやるべきだという意見があつたわけです。大臣のさいげんの起債の意見を聞きますと、災害のわくがあるから、ここから何とかしようと思つていふと言われますが、実は災害のわくは幾らあつて、鳥取に対しては幾ら出そうと思つておられるのか。起債の問題は大蔵省との関係もあるでしょうが、一体地方自治庁あるいは地方財政委員会としては、鳥取に対してどれくらい額の起債が必要であるというお考えで工作されておるのか、こういうことをもつと具体的にひとつ答弁願いたいと思うのです。私どもがこの国会のじゆうたんの土で質問しておるとお考えにならないで、實際現地で家を焼かれて、寝るふともないという者がここに参つて、あなたたちに聞いておるのだというふうに理解され、もつとひとつ誠意のある答弁をお願いしたい。

○奥野政府委員　災害救助につきましては、三分の二を國が負担すべきことになつておりまして、厚生省からその金が交付されるわけであります。今後これが幾ばくになつて来るか、これは今後の推移を見なければならぬだろうと思ひます。しかしながらこれに伴ひまして、地方団体が負担しなければならぬ部分につきましては、二十五年度も二十六年度も、全額特別交付金

で補填するようにして参つたわけであります。大体特別交付金の計算方式につきましても、地方団体がそれぞれある程度の推計ができるように仕組んで来ておるわけであります。将来こういうふうなものをものと客観的な基礎の上に打立てたいというふうに考えておるわけであります。ただ御承知のように、地方財政平衡交付金のうちの特別交付金にも限度がございますので、非常に地方団体の財政需要が多くなつた場合は格別でありますけれども、そういうふうな関係から、これらの決定は、年度内におきまするいろいろの事情を全部拾つて算定をする。その結果二月までに決定するということになつておるわけでありますけれども、法的にはそうなのですが、計算的には、先ほど申し上げましたように、税収入の問題でありますとも、あるいは災害救助費の問題でありますとも、生活扶助の問題でありますとも、従来の計算方式から、地方団体において見當がつくようになつてゐるのだということを申し上げたわけであります。個々に決定して行くよりも、その方がむしろ大切であるというふうに考えておるわけであります。災害に対しましては、国から個別的に補助がございます。あるいはまた地方債を発行いたします。あるいはまた地方財政平衡交付金で財源の補填をいたして参ります。財政措置の問題は、むしろ個々の、国からの特定の施設に対する補助の額が集まつて参りませんと、今ただちにどれだけ財源を必要とするかということとは、むしろわからないのであります。特にこれがために、立花さんの言われるように、あわててやつては、かえつて登当

し、そういうふうなものにつきまして、ほとんど全額に近いものを国からの補助なり、特別交付金で見ているというのを申し上げておるわけであります。従つてまた、つなぎ融資によつて必要なものを時々地方団体が借りて来られるというふうに、大きなわくがさしあたり地方団体に与えられたわけであります。これを運用して、応急の措置に支障を来さないようにやつて行けばよろしいのではないかというふうな考え方を持つておるわけであります。

○**興野政府委員** 先ほど大臣からも御説明がありましたように、それ／＼の、国の補助金の額も調べなければならなりません、なおまた現地にせつかく自治庁、地方財政委員会から調査に出かけておりますので、それらの事情を檢討した上で、額の問題も決定して行きたいと思います。

○**立花委員** 六月と言つたらもうすぐなんだし、こういうことがはつきりできていないはずはないと私は思う。ではもつと前のやつを聞きますが、北海道には概算交付の場合に幾らを出したわけですか。

ます。そうすると地方団体で予想できることなら、中央でも予想されなければいけないので、あなたの方が出す方なんだから、もつとはつきり予想できるわけなので、大体それをどの程度予想されておるか。もしあなたの方でわからないとすれば、地方団体で予想した額を、知事なりあるいは市長なりが要請してくれば、やはりそれを考慮される用意があるのかどうか、それをひとつ承つておきたい。

○興野政府委員　北海道の問題については、いずれ北海道知事からどのような概算交付を了したかという報告が出る

て出す金ではないと思います。概算交付だから、大体どれくらいを概算して出す予定なのか。あなたも地方では大体わかつておると言われておるのだから、わかつておるとすれば、概算で出せばいいので、大体六月の概算交付はどれくらいを出す見通しなのか。北海道の場合も私は概算としてお出しなつたと思うのですが、その場合知事に対して、普通四分の一交付するよりもとれだけ多くの額を概算としてお出しなつたのか、それを承りたいと思います。

○奥野政府委員　原則的には、地方公

いというふうと考えておる次第であります。

○立花委員 この六月というのをもう少し繰上げる事ができるのかできないのか、できないとすれば、どういふふうにしたらできるのか、来月でも今月でもやつてもらつた方がいいと思いますが、それがやれるのかやれないのか、概算支給の期日を繰上げることはできないのか。それから概算交付をふやす場合に、どういう要素をふやさる考えなのか、それを承りたい。

それから岡野さんの問題になるのですが、金を借りて利子だけ払つてやつ

○奥野政府委員　北海道につきましては、特に関係の町村に概算交付をよけいしたいと思うだけのものを、知事の裁量にゆだねたわけでございます。知事が現地の実情に即して、必要な資金の交付を概算交付で充足するようにゆだねたわけであります、今どれだけ多く配分されておるかという資料は持ち合せておりません。

共団体が資金のやり繰りに困りました場合に、資金運用部から金を借りまして、その結果利子負担ができる、この利子負担を特別交付金で補填するようにして行く方がよいのではないかと思うのであります。しかしながら概算交付の場合には、前年度の普通交付金の四分の一度ずつを概算で交付するわけでありますけれども、ただそれらの

た方がよろしいと言われるのですが、金を貸す見通しがあるのかどうか、その努力は一体どういうふうになされておるのか。さいぜん岡野国務大臣の答弁では、二億ばかりつなぎ資金を出したとおしやられますが、新聞で見ましたも、やはり二百億ばかりの災害が起つておるわけなので、自治体の負担も相当多いと思うのですが、二億ばかりの

につきましては、多く配分するようにいたしたわけでございます。鳥取も火災前に概算交付を了したわけでございますけれども、六月に平衡交付金を概算交付いたします際には、当然鳥取県なり鳥取市に対する平衡交付金の今年の額は多くなつて来ると思われますので、若干概算交付の金額をきめます場合にも、他の団体よりも多く配分するような方法を講じたいということで、協議いたしておるわけであります。

○立花委員　だから、そういうことはつきり初めから言えればいいわけで

○立花委員　そういうことが必要ではないのですか。自治庁でも地方の災害を大体つかんで、平衡交付金がどれだけ多く実際に行つたかということがわからなくては、問題にならないと思う。知事にまかせたといつても、行つたのはわからないというのではおかしいと思うのです。この現地からの報告がなくても、見通しとしてはもうすでに自治庁の方にあるのではないか、財政委員会の方にあるのではないか、それを率直に出していただきたいと私は思う。あなたの説明によりますと、毎

け徴収不能になるのかというふうな問題は、今ただちにここで額が幾らであるかということをはきめてかかるのは、かえつて豫当を欠くと思つております。しかし実際将来において減収になりました場合は、減収になつた額だけは、当然普通の交付金が増額されるようになつて来るというふうに申し上げたわけであります。

○立花委員　だから私の尋ねているのは、なにもここで、鳥取の将来の減収額が何円何銭何厘だというきつちりした数字を出してくれと言つておるので

同体におきましては、当然その年度の交付金が多くなつて来るものがわかつておるわけでありますので、資金のやり繰りをもかねて、四分の一というものをあるいは二分の一にするなり、若干増額するというふうにしてあるわけであります。こういう問題は、先ほど申し上げましたように、原則的には必要度に應じて金を借りる。そしてそれらの利子負担は別途に補填するという行き方が、一番弾力のある運営ができてよろしいと思うのであります。

〔委員長退席、河原委員長代理着席〕

つなぎ資金でまかなえて行くか否かの、現地からの要請は一体どうなつておるのか、それに対して政府の方ではどういう用意があるのか、これをひとつ承りたい。

○鈴木(俊)政府委員　いろ／＼とお尋ねでございますが、先ほど大臣からも地方財政委員会から現地調査に派遣をいたしましたところの、具体的な数字の調査の結果によつて、具体的に数字はさらに考へて参りたいと思ひます。

ほゞど財政課長から申しましたよう

に、平衡交付金の計算上、将来におきまして最終的に鳥取なら鳥取の特別の負担になりますものについては、特別交付金で補填をされることになるわけでありまして、税の減収等につきましても、それ／＼そういうことになるのであります。また災害の關係の各種の特別の負担につきましても、先ほどの申し上げますように、交付金等でカバーされるわけでございます。また中小学校その他の公共施設の災害につきましても、起債が当然にこれに割当てられることになるわけでありまして、そういう将来の交付金なり起債を目当てにいたしまして、さしたつての短期融資が二億行われたわけでありまして、これは今の実際の調査の結果によりまして、さらにそれ以上必要であるというところになりますならば、さらに大蔵省の方面に短期融資の増額を要請しなければならぬと思ひますけれども、目下とにかく調査中でありまして、今こでどうこうするということは申し上げられないのであります。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひますのは、今の政府の説明は、単に減収になる面だけでありまして、財政措置としてはそういうことが考えられると思ひますけれども、罹災者に対する地方税の減免の措置を講ずるお考えがもしあるとすれば、御発表願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 こういう災害がありました場合に、個々の地方団体におきまして、それ／＼減免の条例をつくつておるわけでありまして、これが客観的に不当でない減免の部分につきましては、当然相当の減収を生ずるわけでありまして、これらの減収部分を特

別交付金で充てて行くというやり方をしております。個々の団体がそれ／＼減免条例をつくるということになつております。

○門司委員 私の聞いておりますのは、もちろん個々の団体が条例をつくらなければいけないことはわかつておりますが、その場合の地財委の措置であります。一体地財委はこれまでそういうものを指示されたことがなかつたけれども、そういう申請があつた場合には、これを地財委は一応許可しなければならぬと思ひます。ただまかせつばなしではならぬと思ひます。従つてもし地方公共団体がその減免の措置を講じて来た場合には、地財委はそれを認可しないとは言えない。積極的には自治体から出て来るのをお待ちになつて、それを認可されるお考えなのかどうか。

○奥野政府委員 地方 免条例をつくることは、もちろん田にできるわけでありまして、大体田につきましては、全国一律にやらなければならぬので、減免に関する法律がございまして、大体これに準拠したような条例をつくる、そういう指導をやつております。適宜地方団体ができるわけでありまして。

○門司委員 もう一つさつきの大蔵の答弁の中で、はつきりしないところがありまして、開き返しておきます。住宅の建設の問題であります。建設省の意見では、千五百戸あるいはそのほかに五千戸くらいというお話でありましたが、その建設は建設省自身がやる建設でありますか、あるいはこういう資材をあつせんしておるといふこと

でありますか、どつちでありますか。○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私もその辺のところははつきり聞いておりません。ただ早急の場合でございますから、現地に付いた係官が、ぜひこうしなければならぬというので、そういう手当をして帰つたという報告だけを聞いております。それを建設省が資材を提供したか、もしくは都道府県知事がこれをやつたか、そこまでの詳しいことは聞いておりません。ただ簡単にそういう応急施策をまず計画し、同時に手当をして来た、こういう報告だけあります。詳しいことをお聞きになりたければ、行つた建設省の係官をお呼びになつてお聞きください。れば、正確に詳しいことがわかると思ひます。

○立花委員 ちよつとかわつた方面をお聞きしておきますが、やはり平衡交付金の問題です。地方財政委員会がなくなりまして、平衡交付金の配分が大蔵省に移るといふ問題がありまして、非常に地方は不安を感じておるわけですが、岡野國務大臣はこれに非常に賛成だといふことなのですが、どういふ方向にこの問題は進みつつあるのか、どういふお考えをお持ちおられるのか、これを聞いておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 地方財政委員会を今度解消いたしましたので、自治庁において平衡交付金の総額をきめ、もしくはこれを配付するといふような仕事をすることになりますけれども、しかし御承知の通りに、これを公平に判断するといふ一つの中立的委員会を置かなければならぬと思ひまして、地方財政審議会というものを自治庁に付置することになつております。その地方財政審議

会の委員は、学識経験のあるりつばなの方をお願いしまして、今までも都道府県市議会並びに町村会等六団体でございますが、その六団体のうちで、都道府県の知事会並びに県会議員の方面から一人、また市長会並びに市会議員の方から一人、町村長並びに町村議会の方から一人、この三団体の方面から推薦を受けて、これに公正なる判断をしていただいて、私がそのアドヴァイスを受けまして、そうしてやつて行こうと思ひますから、大して御心配のようなことはなからうかと思つております。

○立花委員 きよりの朝日新聞を見ましても、最近の議会で立法について、選挙対策の臭いがふんぷんとおるといふことが書かれてあるのですが、この点やはり私たちも率直に認めなければいけないと思ふのですが、従来とも平衡交付金の配分につきましては、地方は中央へお百度を踏み、いろいろ／＼な阿諛迎合をやつて、金をもらつたという弊害が多かつたわけですが、ところが今後には、今まで独自の権限を持つておりました地方財政委員会がなくなつて、行政機関の方に配分がまかされて来る。こうなつて参りますと、今までも変な陰影の伴ひました平衡交付金の決定配付が、非常に政治的な色彩を帯びて来るのじやないか。だから考えようによりますと、今回の地方財政委員会の廃止は、自由党の選挙対策のよくな気がするのですが、そういうことをお考えになつておられるのかどうか。これをひとつ承りたい。

○岡野國務大臣 申し上げるまでもなく、選挙対策によつてわれ／＼は国策を決定してありません。要は地方財政委員会のやつている公正なる機能は十分これを生かして、そうしてやつて行く。同時に平衡交付金は過去二年間の経験によりまして、大体中央において、地方においても、こういう程度にわけられるものといふことになつております。今後ますます平衡交付金のわけ方については法定いたしましたので、そういう情実因縁によつて不公平にわたるといふことのできないような制度に進んで行きたいと思つておりますから、御心配御無用でございます。

○立花委員 政治的な意図がなければ幸いだと思ひますが、もう一つ疑問に思ひますのは、地方税法の修正の問題ですが、朝日新聞あたりがきのうあたりから騒いでおりますのは、地方税法の修正は、自由党の人氣取り選挙対策であるといふふうになつておるが、ふしぎなことには岡野國務大臣は、この修正にやはり反対だ、地方財政委員会は反対だといふふうについているのですが、地方財政委員会は、巷間伝えられております入場税あるいは遊興飲食税の率の軽減には反対であるかどうか。意見としてはどういふ根拠で反対なのか、これをひとつ承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 今のは地方財政委員会が考えておることと思ひますから、私存じませんが、しかし入場税とか、遊興飲食税と申しますものは、この委員会でもたび／＼御答弁申し上げておる次第でございます。できるならば、十割とか五割とか八割とかいふような高率の課税は、将来といへどもこれを直して行きたい、妥当と考えられる税率に直さなければいかぬという考えを持

つております。同時に先般来この税法改正案を提出いたします前にも、私は財政の状態で許し得るならば、この入場税とか遊興飲食税に対しても、税率の変更を企図しておつたわけでございます。いろいろの事情によつてこれが実現できなかった次第でございます。あとは地方財政委員会の御意見を聞きくださればわかると思ひます。

○立花委員 地方財政委員会はどうですか。地方財政委員会は答弁ありませんか。

○奥野政府委員 大臣が今お答えになりましたように、地方財政委員会も考へておるわけです。必ずしも現行地方税制が百パーセントよろしいと考へておるわけではありません。ただ、どこから税源をとつて来るかということでありますけれども、適当な税源が今考へられないわけであります。従いまし

て財源対策が考へられませんが、現在改正しようとしております方法でやりたいというふうに考へております。

○立花委員 あなたたちのお出しになつておる改正案に対する修正案の問題を聞いておりますので、その問題で地方財政委員会に異論がある、反対だということをお聞い

ておるのですか、その根拠が甚間伝えられるところの平衡交付金の増額が困難であるからということに対して、それがほんとうであるかどうか。平衡交付金の増額が困難であるから、改正案に対する修正案に反対であるというのかどうか、その点を具体的に明確にしたい。

○奥野政府委員 地方財源の中で税源を減じた場合には、他の税源で補填するという行き方が最も好ましいと考へ

ております。税源を減じまして国からの補助金を増額する、あるいは地方財政平衡交付金を増額するというような行き方は、ある場合においてはやむを得ない場合がありましようが、しかしながら、これは正常なやり方ではないというふうに考へております。現在自由党で考へられております修正案につきましても、完全な話は承つていないわけでありま

す。財源措置をどうするかということも、われ／＼はまだ何も聞いておりません。

○立花委員 そういたしますと、改正案に対する修正案が、たとい入場税、遊興飲食税が減税になりましたも、そのかわり財源の保証がない限り、地方財政委員会としては賛成できかねるということになると思ふのですが、そのように理解していいかどうか。

○奥野政府委員 財源措置のない限りは反対であります。

○門司委員 最後に、これは要求だけですが、今までの御答弁だけでははつきりいたしませんので、次会に建設省、厚生省関係の被害状況を資料にまとめて御提出をお願いいたして考へてお

ります。自治庁でこれをまとめてくださいます。自

○奥野政府委員 おの／＼各所管に聞けば一番いいことですが、なか／＼まとめるのはたいへんですから、できるだけ早く国警の調査その他は大体県庁で資料をとつていただければわかると思ひますから、そういう資料の御提出をお願いいたします。

○岡野國務大臣 内閣でさつそく関係各省の事務当局を集めまして対策委員会をつくりまして、各省が派遣してお

それができ次第お目にかけます。

○河原委員長代理 次回委員会は公報をもつて通知することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時八分散会

第十三回国会衆議院地方行政委員会
議録第三号中正誤

頁 段 行 誤 正
一二

三二行の次の行に「地方自治体公営事業の特別免許に関する諸願（神田博君紹介）（第三六号）」を加える

第十三回国会衆議院地方行政委員会
議録第十七号中正誤

頁 段 行 誤 正
一二二 選挙法 公職選挙法

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所